

和歌山市狭あい道路整備事業

～誰もが安心・安全で快適に住み続けられるまちづくり～



和歌山市

はじめに

道路は、人や車が通行するという本来の目的のほか、日常生活において、風通しや日当たりなどの良好な生活環境をつくり出します。また、災害発生時には緊急車両の乗り入れをスムーズにし救助活動などを円滑に行うため、市民の避難通路として重要な役割を担っています。

しかしながら、市内には道路幅員4mに満たない道路（『狭あい道路』といいます。）が数多く残っております。狭あい道路は通行上、生活環境上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害発生時には、消防・救急活動に支障をきたす事や、避難の妨げになる事が予想されます。

そこで、和歌山市では、狭あい道路の拡幅・整備を促進するため、「和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱」を定めスタートしました。（平成26年10月1日施行）

この事業は、市民の皆様と和歌山市の協働により、安心・安全で快適なまちづくりを目指すものです。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

狭い道路にはこんな問題点が・・・

緊急時

- ・緊急車両が入りにくい。
- ・避難や救助活動が困難である。
- ・火災時に延焼が起こりやすい。



日常生活時

- ・歩行者や自転車の通行が危ない。
- ・自動車の対向が困難である。
- ・風通しや日当たりが悪い。



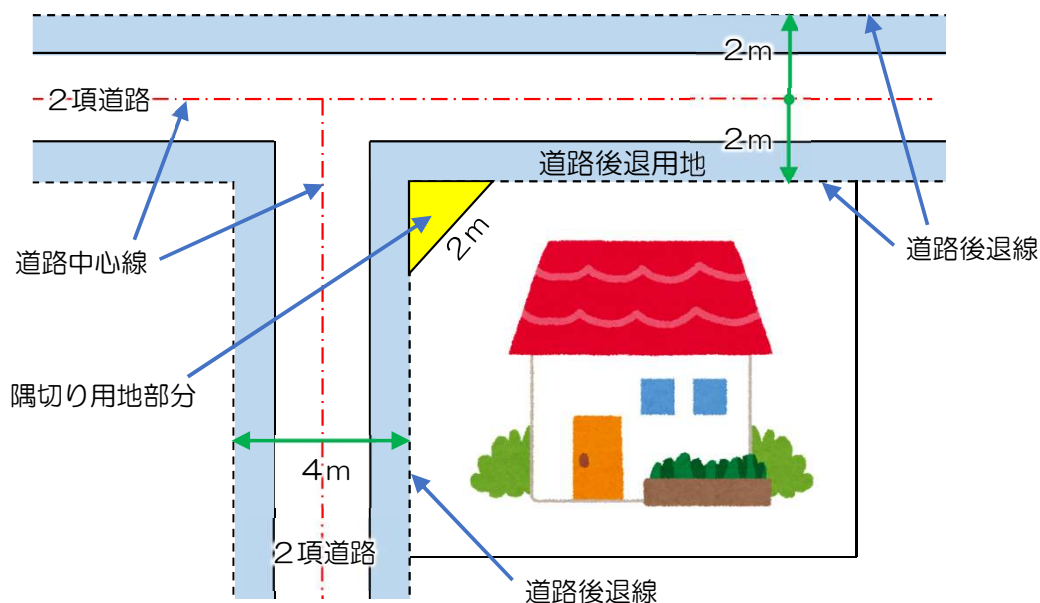
狭あい道路（2項道路・みなし道路）とは

幅4m未満の道のうち、建築基準法に基づいて和歌山市が指定した道路（建築基準法第42条第2項に規定する道路）をいいます。

建物を新築・増築するときは、幅員4m以上の道路に敷地が2m以上（一部の用途では4m以上）接していることが必要です。

狭あい道路に面して建物を建てる場合や、狭あい道路に接する門・塀等を設けるなどの場合は、原則として道路の中心線から2mの位置に敷地後退（セットバック）をすることが建築基準法で義務付けられています。※水路等がある場合は一方後退となります。

2方向の道路が交わる角敷地の場合は、「隅切り」として、建築物等（門・塀など）の建築制限がかかります。



狭あい道路拡幅整備事業のあらまし

①対象となる道路

- 建築基準法第42条第2項に規定する道路。

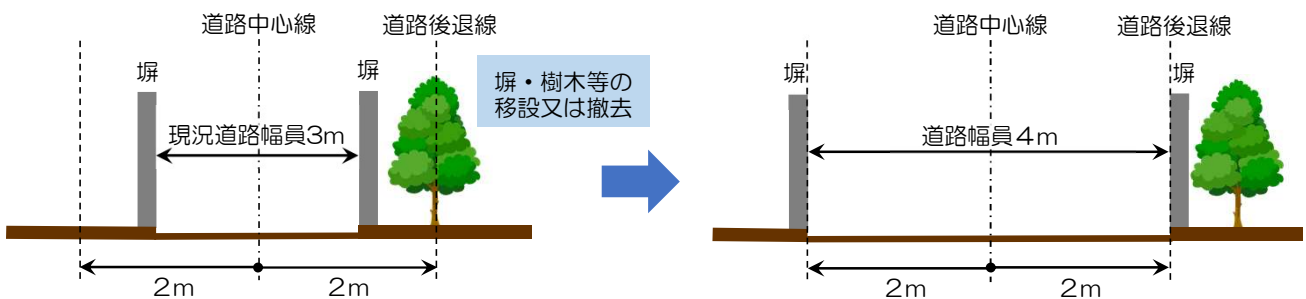
②対象となる行為

- 建築確認申請を伴うもの

建築主等が、狭あい道路に接する敷地等に建築行為を行う場合で、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項に規定する確認申請の手続きを行う場合において対象となります。（第88条第1項に規定する確認申請の手続きを行う場合において対象となる場合があります。）

③後退用地等内にある工作物などの移設又は除去

- 建築主等においては、後退用地等の部分に既存の建築物をはじめ、塀、樹木、よう壁、門等がある場合は、これらを移設又は除去し、一般の通行の用に供するために支障のない状態にしてください。

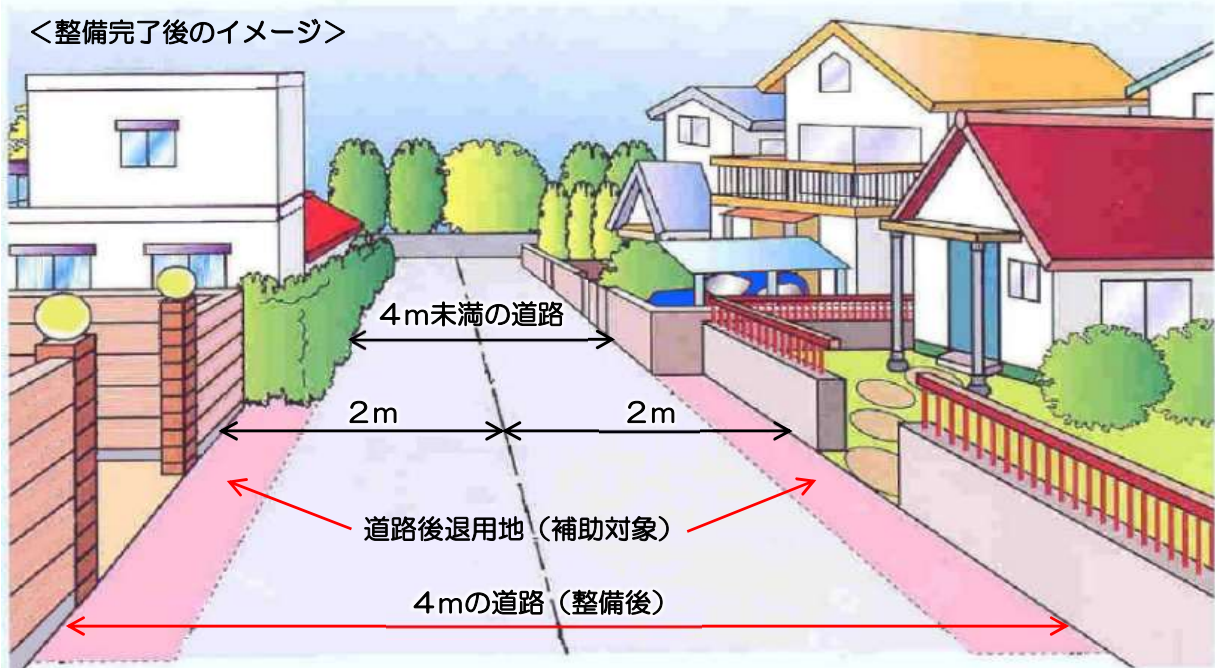


狭あい道路拡幅整備補助事業

狭あい道路を拡幅するための後退用地を、通行に支障のない状態にするための舗装整備に要する費用の一部を、市が補助します。（上限あり）

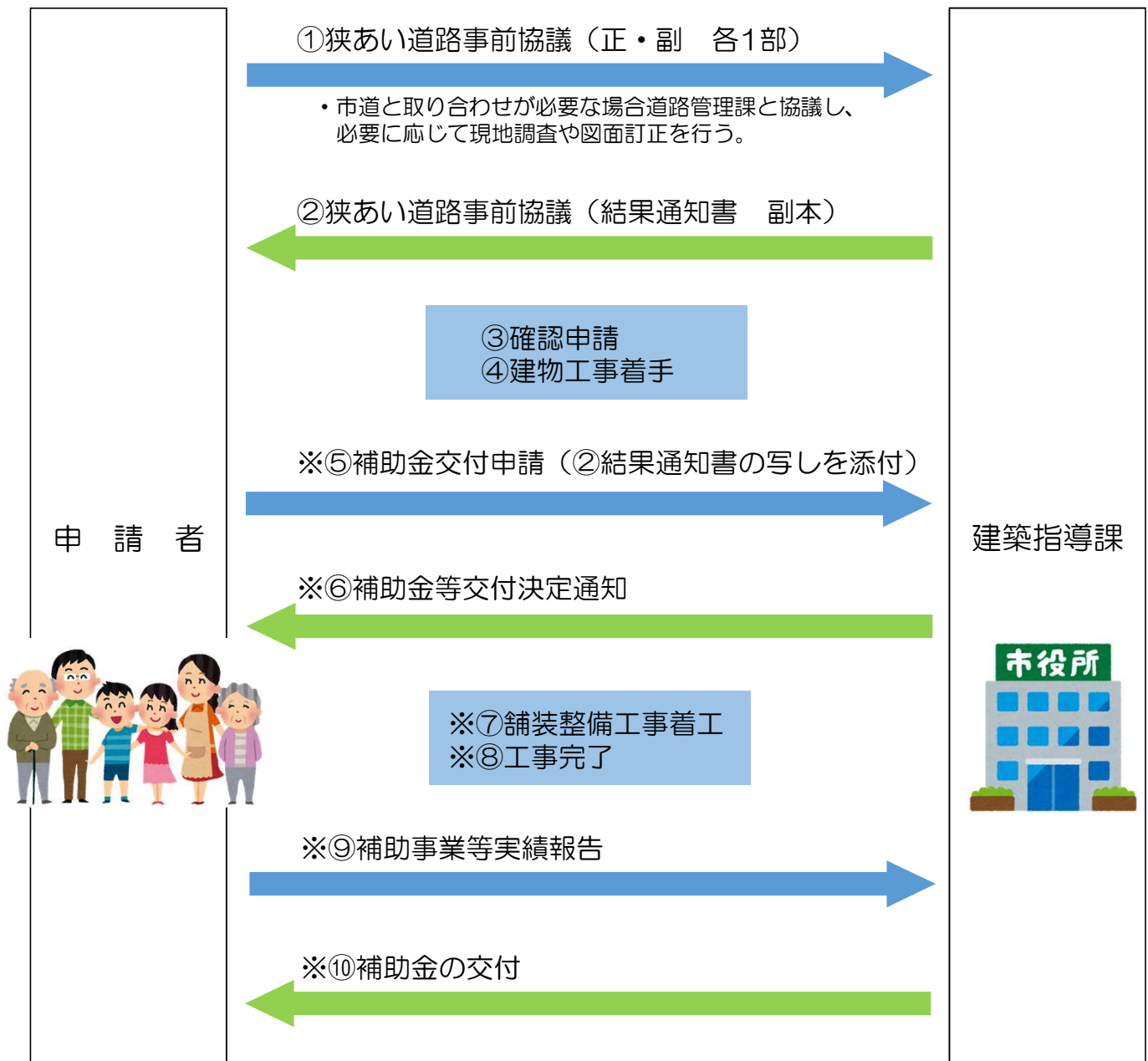
詳しくは建築指導課まで。

<整備完了後のイメージ>



※道路後退用地では家を建てたり、門、塀などを築造することができません。

手続きの流れ



※⑤～⑩は狭あい道路拡幅整備補助金を申請する場合の手続き

敷地後退（セットバック）した部分を道路状に整備していただき、一般の通行に供する場合は、敷地後退部分の固定資産税・都市計画税の減額措置が受けられます。減額措置を受ける場合は、資産税課（TEL：073-435-1037）に申請が必要です。

問い合わせ先

和歌山市 建築指導課
TEL：073-435-1100 FAX：073-435-1175
E-mail：kenchikushido@city.wakayama.lg.jp